

地域デザイン会議に関する参加者謝礼金支払基準

〔 令和 3 年 1 1 月 1 日市長決裁
3 川 市 区 推 第 7 0 1 号 〕

(目的)

第 1 条 川崎市自治基本条例（平成 1 6 年川崎市条例第 6 0 号）第 2 2 条第 1 項、「区における行政への参加の考え方」（令和 3 年 5 月策定）及び「川崎市地域デザイン会議運営指針」（令和 6 年 5 月策定）に基づいて設ける地域デザイン会議に関し、無作為抽出により市民参加を求める場合及びその他区長が認める場合の謝礼金の支払基準を定めることを目的とする。

(謝礼金の額)

第 2 条 参加に対する謝礼金の額は、別表に定める額を上限とする。
ただし、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定により消費税及び地方消費税が課されるときは、別表に定める額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 3 日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	上限額
半日	1,000円
1日	2,000円

備考

- 1 この表中の半日とは実施予定が3時間（休憩時間を含む。）
を超えない場合とする。
- 2 この表中の1日とは実施予定が3時間（休憩時間を含む。）
を超える場合とする。
- 3 遠隔地からの参加を依頼する場合等においては、その往復分
の交通費実費相当額を加算することができる。